

特定非営利活動法人日本 X センターフォーラム 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本 X センターフォーラムという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区北千束二丁目 4 番地 2 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、広く一般市民を対象として、気候変動、自然災害、エネルギー危機、サプライチェーン分断、通貨危機、感染症等の想定外事象に対して、調査研究、国際交流、啓蒙啓発に関する事業を行い、人々の理解と備えを深めることで、持続可能で強靱な社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、X 事象に関する次の事業を行う。

- (1) 実証的調査及び理論的検討による調査研究事業
- (2) シンポジウム・セミナー等を通じた知見創出及び対話促進事業
- (3) 比較優位の移転と学び合いを目的とした国際協力事業
- (4) 出版物の発行及び WEB 媒体を活用した啓発・情報発信事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会し、総会を構成する個人または団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、資金的に支援する個人または団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7人以内
 - (2) 監事 1名以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び幹事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は

法令若しくは定款に違反する重要な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現認者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務および報酬
- (8) 入金及び回避の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条項第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条項第 2 項第 1 号及び第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する移管する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(資産の構成)

第 37 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る資産とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、遊山成立の日まで全事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合 併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 解散時に残余財産があるときは、総会の決議により国または地方公共団体、または本法人と同様の目的を有する他の NPO 法人に譲渡する。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 渡 邊 千 俣

副理事長 高 橋 浩

理 事 大 内 紀 知

監 事 趙 瑋 琳 ZHAO WEILIN

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体）0 円 賛助会員（個人・団体）0 円

(2) 年会費 正会員（個人・団体）0 円 賛助会員（個人・団体）1 口 0 円

(1 口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人日本Xセンターフォーラム

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	☒ 理事・ ☐ 監事	ワタベ チヒロ 渡邊 千俣	有・ ☒ 無	理事長
2	☒ 理事・ ☐ 監事	タカハシヒロシ 高橋 浩	有・ ☒ 無	副理事長
3	☒ 理事・ ☐ 監事	オウチ リトモ 大内 紀知	有・ ☒ 無	
4	理事・ ☒ 監事	チョウ イリン ZHAO WEILIN 趙 瑋琳	有・ ☒ 無	

特定非営利活動法人日本Xセンターフォーラム 設立趣旨書

1. 趣旨(背景と目的)

近年、気候変動、自然災害、エネルギー危機、サプライチェーンの分断、通貨危機、感染症の流行など、社会や経済に深刻な影響を与える「X事象」(想定外事象)が世界的に増加しています。こうした事象に対して、持続可能でレジリエント(回復力のある)な対応策を講じることが、喫緊の社会的課題となっています。

本法人「特定非営利活動法人日本Xセンターフォーラム」は、東京工業大学(現・東京科学大学)の21世紀COEプログラム「インスティテューショナル技術経営学(SIMOT)」の成果を基に、2012年に設立された国際ネットワーク「Global X-Network(GXN)」の日本代表組織として同年に発足した「任意研究法人日本Xセンターフォーラム(FoXc-J)」を母体に、その特定非営利活動法人への発展を図るものであります。

私たちは、国際協力を軸に世界の英知を集結させ、X事象への対応を通じて持続可能な社会の構築に寄与することを目的としています。

2. 設立の経緯

本法人の設立にあたっては、X事象に関心を持つ国内外の研究者や専門家が集まり、議論と準備を重ねてきました。特に、気候変動や災害リスクの増大が社会の不安定要因となる中で、より組織的かつ継続的な取り組みが必要であるとの認識から、任意団体ではなく法人格を持つ組織として活動することが必要との結論に至りました。

3. 活動内容

本法人は、次のような機能と事業を通じて、調査研究、教育、企画、啓発、国際協力、政策提言などの非営利活動を展開します。

- 1. インスティテューショナル技術経営学(SIMOT)の研究拠点としての運営
- 2. グローバルXネットワーク(GXN)の日本代表機関としての連携推進
- 3. 研究・イノベーション学会 国際問題分科会の事務局としての活動支援
- 4. ユバスキュラ大学 (フィンランド) 東京連絡事務所としての連携促進
- 5. インド・日本環境技術フォーラム(IJFET)の日本側事務局としての運営

4. 法人化の必要性

法人化により、活動の継続性や社会的信頼性が高まり、研究補助金等の資金調達や行政・企業・他団体との連携も円滑になります。また、国際的な信頼の確保や、明確な責任体制の構築、組織運営の透明性向上も図れます。これにより、より効果的かつ持続可能な活動を展開するために、法人格の取得が不可欠です。

令和 7 年 6 月 5 日

設立代表者

氏名 渡邊 千俣

2025 年度 事業計画書

特定非営利活動法人日本 X センターフォーラム

1 事業実施の方針

気候変動、自然災害、エネルギー危機、サプライチェーン分断、通貨危機、感染症等の想定外の事象（X 事象）に対する強靱な対応策の迫及を主眼に、2012 年来の 13 年間にわたる任意研究団体日本 X センターフォーラムの活動実績及びその間に構築したネットワークをベースに、今日的な緊急度に即して、人的・資金的・時間的傾斜配分を念頭に、世界をリードする調査研究、知見創出及び対話促進、国際協力、啓発・情報発信に関する事業を主導する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,615】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
実証的調査及び理論的検討による調査研究事業	気候変動、自然災害、エネルギー危機、サプライチェーン分断、通貨危機、感染症などの X 事象に対する強靱な対応策の研究調査	2025 年 4 月～2026 年 3 月	法人事務所を中核とした世界ネットワーク	約 15 名 (法人役員・研究員)	X 事象に関連する内外の産官学・消費者等	関与する内外ステークホルダー全員	1,000
シンポジウム・セミナー等を通じた知見創出及び対話促進事業	内外の注目すべき取り組みに関する講演と討議の月例フォーラムを開催	2025 年 4 月～2026 年 3 月(毎月)	法人事務所及び Zoom によるハイブリッド	約 30 名 (役員・研究員・聴講者)	講演テーマに関連する内外の幅広い関係者	同テーマ関連事業に関与する内外ステークホルダー全員	315
比較優位の移転と学び合いを目的とした国際協力事業	日本の製造技術とインドの DX 技術の融合に向けた共同検討（日印共同で開催する合同シンポジウム等）	年 6 回程度（2025 年 4 月～2026 年 3 月）	法人事務所及び Zoom によるハイブリッド	約 50 名 (日印専門家・研究員)	検討対象技術に関する日印専門家	同技術関連の日印学会・協会会員	200
出版物の発行及び WEB 媒体を活用した啓発・情報発信事業	上記成果のホームページ・ニュースレターによる発信	常時(HP)／年 3 回程度(ニュースレター)	法人の運営する HP 及びニュースレター読者網	法人職員・研究者	X 事象に関連する内外の産官学・消費者・一般市民	X 事象に関与する内外ステークホルダー全員	100

2026 年度 事業計画書

特定非営利活動法人日本 X センターフォーラム

1 事業実施の方針

2025 年度に続き、気候変動、自然災害、エネルギー危機、サプライチェーン分断、通貨危機、感染症等の想定外の事象（X 事象）に対する強靱な対応策の追及を主眼に、2012 年来の 13 年間にわたる任意研究団体日本 X センターフォーラムの活動実績及びその間に構築したネットワークを引き継いだ特定非営利活動法人日本 X センターフォーラム主導で、今日的な緊急度に即して、人的・資金的・時間的傾斜配分を念頭に、世界をリードする調査研究・啓蒙啓発・協力及び交流に関する本格事業に着手する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,815】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
実証的調査及び理論的検討による調査研究事業	X 事象に対する対応策の研究調査（2025 年度の継続・発展）	2026 年 4 月～2027 年 3 月	法人事務所を中核とした世界ネットワーク	約 15 名 (法人役員・研究員)	X 事象に関連する内外の産官学・消費者等	関与する内外ステークホルダー全員	1,100
シンポジウム・セミナー等を通じた知見創出及び対話促進事業	専門家を招いた月例フォーラムを開催	2026 年 4 月～2027 年 3 月(毎月)	法人事務所及び Zoom によるハイブリッド	約 30 名 (役員・研究員・聴講者)	講演テーマに関連する内外の幅広い関係者	同テーマ関連事業に関与する内外ステークホルダー全員	315
比較優位の移転と学び合いを目的とした国際協力事業	日本×インドの技術融合に向けた合同シンポジウム等	年 6 回程度（2026 年 4 月～2027 年 3 月）	法人事務所及び Zoom によるハイブリッド	約 50 名 (日印専門家・研究員)	検討対象技術に関する日印専門家	同技術関連の日印学会・協会会員	250
出版物の発行及び WEB 媒体を活用した啓発・情報発信事業	ホームページ・ニュースレターによる事業成果の発信	常時 (HP) / 年 3 回程度 (ニュースレター)	法人の運営する HP 及びニュースレター読者網	法人職員・研究者	X 事象に関連する内外の産官学・消費者・一般市民	X 事象に関与する内外ステークホルダー全員	150

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人日本Xセンターフォーラム

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			120,000
受取寄附金	120,000		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			2,500,000
受取補助金	2,500,000		
4 事業収益			535,052
実証的調査及び理論的検討による調査研究事業収益	500,000		
シンポジウム・セミナー等を通じた知見創出及び対話促進事業収益	25,000		
比較優位の移転と学び合いを目的とした国際協力事業収益	0		
出版物の発行及びWEB媒体を活用した啓発・情報発信事業収益	10,052		
5 その他の収益			0
受取利息	0		
経 常 収 益 計			3,155,052
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			1,000,000
給料手当	1,000,000		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			615,000
会議費	180,000		
旅費交通費	300,000		
施設等評価費用	120,000		
減価償却費	0		
印刷製本費	15,000		
事業費計			1,615,000
2 管理費			
(1) 人件費			500,000
役員報酬	0		
給料手当	500,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			970,000
消耗品費	34,000		
水道光熱費	23,000		
通信運搬費	28,000		
地代家賃	820,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	65,000		
管理費計			1,470,000
経 常 費 用 計			3,085,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			70,052
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			0
過年度損益修正益			0
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			0
災害損失			0
過年度損益修正損			0
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			70,052
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
設立時正味財産額・・・⑤			0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤			52

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人日本Xセンターフォーラム

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			120,000
受取寄附金	120,000		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			2,500,000
受取補助金	2,500,000		
4 事業収益			535,052
実証的調査及び理論的検討による調査研究事業収益	500,000		
シンポジウム・セミナー等を通じた知見創出及び対話促進事業収益	25,000		
比較優位の移転と学び合いを目的とした国際協力事業収益	0		
出版物の発行及びWEB媒体を活用した啓発・情報発信事業収益	10,052		
5 その他の収益			0
受取利息	0		
経 常 収 益 計			3,155,052
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			1,000,000
給料手当	1,000,000		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			615,000
会議費	180,000		
旅費交通費	300,000		
施設等評価費用	120,000		
減価償却費	0		
印刷製本費	15,000		
事業費計			1,615,000
2 管理費			
(1) 人件費			500,000
役員報酬	0		
給料手当	500,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			970,000
消耗品費	34,000		
水道光熱費	23,000		
通信運搬費	28,000		
地代家賃	820,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	65,000		
管理費計			1,470,000
経 常 費 用 計			3,085,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			70,052
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			0
過年度損益修正益			0
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			0
災害損失			0
過年度損益修正損			0
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			70,052
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
設立時正味財産額・・・⑤			0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤			52